



教保体第466-2号
平成25年6月24日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

運動部活動での指導のガイドラインについて（通知）

標記の件について、別添写しのとおり、平成25年6月7日付け25文科ス第178号で文部科学省スポーツ・青少年局長から通知がありましたので通知いたします。

本件に関しては、平成25年5月28日付け事務連絡「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（PDF）の送付について」において、すでにPDF版にて送付しております。

つきましては、冊子版「運動部活動での指導のガイドライン」を送付いたしますので、趣旨、内容を御理解の上、引き続き運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けて御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 配布物・配布数

(1) 「運動部活動での指導のガイドライン」

全日制4部、定時制1部、特別支援学校1部

県の体力向上に向けた合い言葉

「コツコツときたえた体は たからもの」

平成25年度 本県の体力向上に向けた課題

「ボール投げ」・「生活習慣の改善」

担当

教育局県立学校部保健体育課

学校体育担当 横瀬・山田

TEL 048-830-6947

FAX 048-830-4971

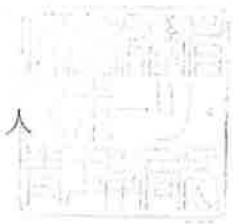


25文科ス第178号
平成25年6月7日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長

久保 公 人



(印影印刷)

運動部活動での指導のガイドラインについて（通知）

文部科学省では、昨年末の部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案の発生、また、平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言を受け、本年3月より「運動部活動の在り方について調査研究」を行ってまいりましたが、このたび、別添のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」が取りまとめられましたので、送付いたします。

貴職におかれましては、本報告書に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けて御活用いただきますようお願いいたします。

なお、中学校、高等学校、中等教育学校以外の学校についても本ガイドラインを適宜御活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1校の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては設置した学校に対して、本ガイドラインの周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

【本件問合せ先】

スポーツ・青少年局体育参事官 事業係
03-6734-2649 竹村・藤本